

## お知らせ（野生鳥獣の救護体制を令和8年4月1日から変更します。）

令和8年4月1日（水）から、傷病鳥獣の救護等については、京都府獣医師会又は京都市獣医師会内に加入する指定動物病院に一元化して受け付ける体制に変更します。

これにより、保護された場所に最も近い指定動物病院での治療に集約します。

これまで救護機関としてご尽力いただいていた京都市動物園、福知山市動物園においては、長年にわたり人との関わりの中で傷ついてしまった傷病鳥獣の救護にご協力いただきました。

今回の見直しにより、両動物園での傷病鳥獣の受入れは終了し、最寄りの指定動物病院において、救護を行います。

今後は両動物園へ搬入されることのないよう、府民の皆様には十分ご理解願います。

傷病鳥獣の救護に関するご相談は京都府の 各振興局等の問い合わせ先（リンク） へご連絡ください。

### 救護の流れ（イメージ図）

